

2022年12月21日

各位

新生インベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役社長 平井 治子

業務改善命令の解除について

弊社は、本年1月28日付の当該業務改善命令に基づき、12月19日、金融庁に「業務改善報告書」を提出し、12月20日に、金融庁より当該命令を解除する旨の連絡を受けました。

弊社では、当該改善命令を真摯に受け止め、業務改善を行ってまいりました。ここに至るまでの間、お客様を始めとする関係各位には、ご心配とご迷惑をお掛けしましたことを改めてお詫び申し上げますとともに、賜りましたご支援に厚く御礼申し上げます。

今後は、これまで取り組んでまいりました業務改善の着実な実行に役職員一丸となって取り組むことによって再発防止を図り、資産運用業者としての責務を果たすべく不断の努力を行ってまいります。

関係各位におかれましては、引き続き当社へのご愛顧とご指導のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

本件に関する問い合わせ先
新生インベストメント・マネジメント株式会社
Tel：0120-478-679
(営業日の午前9時から午後5時まで)